

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会
(執筆担当：和光純薬工業株式会社 吉村 雅幸)

化学物質に関する法律等で平成17年8月から11月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認ください。

1. 労働安全衛生法

(1) 厚生労働省告示第434号 (平成17年9月27日付)

労働安全衛生法第57条の3第1項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示

通し番号12977から13178まで202品目が追加されました。

http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html

(2) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(法律第108号) (平成17年11月2日付)

危険有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

2-1 事業者による自主的な安全衛生活動の推進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を充実するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については機械等の設置に係る事前の届け出を免除 (施行日平成18年4月1日)

2-2 化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

- ・化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加
- ・危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを表示しなければならない物に追加

一) 次に掲げる事項を表示

- イ. 名称
- ロ. 成分
- ハ. 人体に及ぼす作用

ニ. 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ. イからニまでに掲げるものの他、厚生労働省令で定める事項

二) 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの(絵表示の導入)

(施行日平成18年12月1日)

2-3 発注者等による請負人への危険有害性情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改造等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う (施行日平成18年4月1日)

2-4 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

・混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。(施行日平成18年4月1日)

2-5 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は一定期間(月100時間以上)を超える時間外労働等を行った労働者を対象として医師による面接指導等を行う。(施行日平成18年4月1日)

http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html

2. 東京都薬物の乱用防止に関する条例

(平成17年9月15日公布)

平成17年4月1日より脱法ドラッグを規制する条例として制定され本年9月15日より1品目1(3-クロロフェニル)ピペラジン(通称3CPP)が追加された。

知事指定薬物に指定されると、都内において製造、栽培、販売、授与、販売もしくは販売の目的での所持、販売又は授与の目的での広告、みだりに使用、みだりに使用する目的での所持、多数の

人が集まって知事指定薬物を使用する事を知ってその場所を提供またはあつせんすることが禁止されます。但し試験研究用の用途での使用についてはそのかぎりではない。

知事指定薬物は下記の4品目となった。

1 2,5-ジメトキシ-4-ヨードフェネチルアミン(通称2C-I)及びその塩類

公布H17/5/25 施行H17/6/1

2 .N-メチル-1-エチル-3,4-メチレンジオキシフェネチルアミン(通称MBDB)およびその塩類
公布H17/5/25 施行H17/6/1

3 3-[2(イソプロピルメチルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール(通称5-MeO-MIPT)及びその塩類

公布H17/5/25 施行H17/6/1

4 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン(通称3CPP)
公布H17/9/15 施行H17/9/25

3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

平成17年9月21日経済産業公報

MSDS目安箱の設置について

MSDS制度のより一層の定着を図るため、MSDSの提供を受けられなかった事業者や技術上、企業秘密上の問題を抱えているMSDSを提供する側の事業者からMSDSの実施に関する相談、意見を広く受け付ける窓口として「MSDS目安箱」を設置する。

目安箱の設置場所

専用のメールアドレス又は郵送によるMSDS目安箱の連絡窓口を設ける

メールアドレスmsds-meyasubako@meti.go.jp

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学物質リスク評価室内「MSDS目安箱係」

4. 工業標準化法

新JISマーク制度の開始

平成16年6月に改正された工業標準化法で新

JISマーク制度が平成17年10月1日から施行されました。

これにより国が指定した製品に限ってJISマークの表示を認めていた「指定商品制度」が廃止され、JISの製品規格が整備されたすべての商品についてJISマークが表示できるようになります。

新制度の概要

1. 国に登録された民間機関が認証を行う。
2. 国が民間機関に登録する際はISO/IECの定めた国際基準に基づき判断し、国際的に整合した適合性評価制度へと変革された。
3. 認証可能なJIS製品規格がある全ての製品について認証をうければJISマークを表示できる。
4. 認証の申請は内外の製造業者や加工業者に加え、国内の輸入業者や販売業者、海外の輸出業者が可能。



現行 JISマーク



新 JISマーク

注)現行JISマークは3年間経過措置期間を設け平成20年9月30日までは有効

5 日本アルコール産業株式会社法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成17年11月16日付け)

アルコール事業法施行令等関係政令の一部改正
NEDOからアルコール部門が切り離されることに伴い、これまでNEDOのみが譲渡可能であった特定アルコールについて、アルコール事業法の許可を受けたもの(製造事業者又は輸入事業者)が譲渡可能となりました。このため製造事業者又は輸入事業者が特定アルコールを譲渡したときに必要となる国庫納付金の納付の手続きについて所要の整備を行うものです。(施行 平成18年4月1日)